防府市地域貢献活動保険制度事故判定委員会設置要領令和4年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、防府市地域貢献活動保険制度事故判定委員会 (以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を 定めるものとする。

(委員会に諮る事項)

第2条 委員会に諮る事項は、賠償責任事故及び傷害事故に係る地域 貢献活動中の事実関係並びに地域貢献活動事故認定の是非に関する こととする。

(委員)

- 第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。
 - (1) 地域交流部長
 - (2) 地域振興課長
 - (3) 人事課長
 - (4) 社会福祉課長
 - (5) 生涯学習課長

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員長には地域交流部長をもって充てる。
- 2 委員長は委員会を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員が その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができ ない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議 長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認められるときは、委員会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域交流部地域振興課において処理する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。